

## 公告

### 住所不明組合員のみなし脱退について

---

#### 組合員のみなさんへ

いばらきコープ定款第9条（組合員の届出義務）、10条（自由脱退）ならびに2003年度の第16回通常総代会で採択された「住所不明組合員のみなし脱退手続きに関する規約」に基づき、2期連続で住所確認できず利用実績のない組合員について「みなし脱退対象者」として公告いたします。

#### 条件に該当すると思われる組合員の方は・・・

2010年3月10日までにいばらきコープ管理部または、コープ組合員情報センターまでご連絡ください。ご住所を確認された方については「みなし脱退対象者」から除外いたします。

なお、対象となっている組合員の方のお名前は各事業所にて確認できますのでお申し付けください。ご本人からのご連絡がない場合は、3月20日をもってみなし脱退者として脱退の手続きをとらせていただきます。

#### お問い合わせ先

いばらきコープ 管理部

Tel 0299-48-3243 （9時～17時 土・日曜休業）

コープネット事業連合 コープ組合員情報センター

Tel 0285-20-3132 （9時～18時 日曜休業）

2010年2月11日

いばらきコープ生活協同組合

代表理事 理事長 佐藤 洋一

公告期間：2月11日～3月10日